

高知県稲発酵粗飼料増産促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県稲発酵粗飼料増産促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、国産飼料の確保による畜産農家の生産コストの低減及び経営安定のため、地域における稲発酵粗飼料（以下「稲WCS」という。）の増産を促進及び稲WCSの生産体制や広域流通体制を強化するために、耕畜連携協議会（補助事業者）が実施する稲発酵粗飼料増産促進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(耕畜連携協議会)

第3条 本要綱における耕畜連携協議会とは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす団体をいう。

(1) 畜産農家と耕種農家のマッチングによる飼料の利用・供給の推進や地域における飼料の生産・利用における課題解決を図ることを目的とするもの

(2) 県内の畜産農家を支援する組織（農協等）、耕種農家を支援する組織（地域農業再生協議会、市町村、飼料生産組織等）、畜産農家、耕種農家、県、県農業再生協議会等、その他関係者により構成されること。ただし、畜産農家を支援する組織、耕種農家を支援する組織及び畜産農家は、必須の構成員とする。また、本事業において協議会の設立及び運営の主体となる者は、原則として農協とし、事務局を担う者は、本事業の趣旨に沿って適切に事務を行うことができるものであること。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 第2条に規定する補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額を20パーセントを超えて減額する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助事業の実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了した日から30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、別記第5号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第3号、第10条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年2月20日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業メニュー		補助対象経費	補助率及び補助限度額
生産拡大対策	稲 WCS 収穫費用の負担軽減	<p>(1) 稲WCS収穫調整機械レンタル料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耕畜連携協議会構成市町村外から稲WCS収穫調整収穫機械をレンタルする経費 ・ 耕畜連携協議会構成市町村外に稲WCSの収穫を委託する経費 <p>(2) 稲WCS収穫調整機械運搬料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) でレンタル等をした稲WCS収穫調整機械を運搬する経費 	2分の1以内 ただし、(1) については10アール当たり1万円、(2) については1回当たり5千円を上限とする。
	オペレーター育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地での実地研修や機械のメンテナンス技術研修等への参加に要する経費（旅費） 	2分の1以内
	稲 WCS 専用品種の作付推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地で実地研修等への参加に要する経費（旅費） ・ 現地実証に要する経費（種子代） 	2分の1以内
広域流通対策	稲 WCS ロール等の運搬費用の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会内で市町村をまたいで稲 WCS ロールを運搬する経費（運搬委託料、運搬車レンタル費用、燃料費） <p>ただし、協議会内で共同して行う運搬、または運送会社等に委託する運搬に限る。</p> <p>なお、稲 WCS ロール運搬に必要な機械を運搬する経費を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会内で市町村をまたいで稲 WCS と同じ広域流通体制において国産粗飼料を運搬する経費 	2分の1以内

備考

- 1 稲 WCS とは、イネの子実が完熟する前に茎葉と同時に収穫し、サイレージ化した粗飼料とする。
- 2 補助事業者は、収穫調整機械レンタルに当たって、圃場台帳、収穫野帳等を整備しなければならない。

別表第2（第6条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納があるとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業費補助金交付申請書

第 年 月 号
日

高知県知事 様

住 所
協 議 会 名
代 表 者 氏 名
生 年 月 日

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名、氏名及び生年月日）

令和 年度において、高知県稲発酵粗飼料増産促進事業を下記のとおり実施したいので高知県稲発酵粗飼料増産促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙の令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業計画書の通り
- 3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備 考
		県補助金	その他	
【生産拡大対策】 （1）稲WCS収穫・調整機械レンタル料等に要する経費	円	円	円	
（2）稲WCS収穫機械運搬に要する経費	円	円	円	
（3）オペレーター育成に要する経費	円	円	円	
（4）稲WCS専用品種の作付推進に要する経費	円	円	円	
【広域流通対策】 （1）稲WCSロールの運搬に要する経費	円	円	円	
計	円	円	円	

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
そ の 他	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

事 業 名	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
高知県稲発酵粗飼料増産促進事業	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

6 添付書類

- ・ 県税の滞納がない旨を証する書類（県税の納税義務がない場合はその旨の申立）
又は

県税完納情報の提供に関する同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2: 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保健証の写し等

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出が不可とする）、健康保健証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください

- ・ 誓約書兼同意書
- ・ 別紙 令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業計画書

別紙

令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業計画書（変更）・実績報告書

1 協議会の概要

協議会名		
代表者		
設立年月日		
構 成 員	畜産農家	
	耕種農家	
	畜産農家を支援する組織	
	耕種農家を支援する組織	
	その他	
協議会で実施する取組 （実施する取組に○）		<input type="checkbox"/> 生産拡大対策 <input type="checkbox"/> 広域流通対策

2 稲 WCS 生産・利用計画（実績）

	令和 年度 （事業実施年度）
生産面積（生産拡大対策）	ha
利用ロール数（広域流通対策）	稲 WCS： 個
	稲わら： 個
	その他（ ）： 個

3 事業の実施計画・実績及び内容

【生産拡大対策】

(1) 稲 WCS 収穫調整機械レンタル計画 (実績)

生産農家 戸数	生産面積 (ha)	経費	備考

(2) 稲 WCS 収穫調整機械運搬計画 (実績)

運搬回数 (回)	経費	備考

(3) オペレーター育成計画 (実績)

研修会等	経費	備考

(4) 稲 WCS 専用品種作付推進計画 (実績)

研修会等	経費	備考

【広域流通対策】

稲 WCS ロール等運搬計画 (実績)

(1) 稲 WCS

運搬区間 (市町村)	運搬回数 (回)	運搬個数 (個)	経費	備考
→				
→				
→				

※稲 WCS 以外の国産粗飼料と同時に運搬する場合は、備考に品目、運搬回数、運搬量を記載。

(2) 稲 WCS 以外

運搬区間 (市町村)	運搬回数 (回)	運搬個数 (個)	経費	備考
→				
→				
→				

※備考に運搬する品目 (稲わらなど) を記載すること。

4 添付書類（活用した支援メニューごとの証拠書類を添付）

（1）計画書：

【生産拡大対策】

- ・ 経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書の写し
（経営所得安定対策等実施要綱様式第2号）
- ・ 稲WCS収穫調整機械レンタルに係る経費の見積書の写し
- ・ 稲WCS収穫調整機械運搬に係る経費の見積書の写し
- ・ オペレーター育成又は稲WCS専用品種作付推進に要する経費の根拠書類

【広域流通対策】

- ・ 稲WCS等運搬に係る経費の根拠書類

（2）実績報告書

【生産拡大対策】

- ・ 稲発酵粗飼料稲発酵粗飼料収穫・調整作業確認書（別紙）
- ・ 稲WCS収穫調整機械レンタルに係る経費の請求書の写し
- ・ 稲WCS収穫調整機械運搬に係る経費の請求書の写し
- ・ オペレーター育成又は稲WCS専用品種作付推進に要する経費の根拠書類

【広域流通対策】

- ・ 稲WCS等運搬に係る経費の根拠書類

【別紙】

令和 年度稲発酵粗飼料収穫・調整作業確認書

協議会名：

農協等名：

実施者名	実施圃場地番	実施面積 (ha)	実施日	給与農家名
合計	戸	ha		戸

この事業における稲発酵粗飼料の収穫及び受入れについては、上記のとおりであることを確認しました。

年 月 日

所属：

氏名：

誓約書兼同意書

私は、高知県稲発酵粗飼料増産促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
団体名
代表者 職 氏名

第2号様式（第9条関係）

令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業変更承認申請書

第 年 月 日

高知県知事 様

住 所
協 議 会 名
代 表 者 氏 名
生 年 月 日

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名、氏名及び生年月日）

年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で補助金の交付の決定通知がありました令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業の実施について、下記のとおり変更したいので、高知県稲発酵粗飼料増産促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

（注）記の記入要領は、別記第1号様式に準ずるものとします。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。
また、添付書類については、交付申請書に添えたものに変更がある場合にのみ添えてください。

第3号様式（第10条関係）

令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業実績報告書

第 年 月 号

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
生 年 月 日

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名、氏名及び生年月日）

年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で補助金の交付の決定通知がありました令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業について、下記のとおり実施したので高知県稲発酵粗飼料増産促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、実績を報告します。

記

（注）報告事項の記入要領は、別記第1号様式に準ずるものとします。
また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更申請書に添えたもので、変更があるものは添付してください。

第4号様式（第10条関係）

令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業実績報告書

第 年 月 号
日

高知県知事 様

住 所
協 議 会 名
代 表 者 氏 名
生 年 月 日

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名、氏名及び生年月日）

年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で補助金の交付の決定通知がありました令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業について、高知県稲発酵粗飼料増産促進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額	円
実績報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	円
補助金変更相当額	円

（注）報告内容に関する参考資料を添えてください。

第5号様式（第11条関係）

令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業概算払請求書

第 年 月 日 号

高知県知事 様

住 所
協 議 会 名
代 表 者 氏 名
生 年 月 日

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名、氏名及び生年月日）

年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で補助金の交付の決定通知がありました令和 年度高知県稲発酵粗飼料増産促進事業について、下記により金 円を概算払によって交付されますよう、高知県稲発酵粗飼料増産促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、請求します。

記

令和 年 月 日

事業 種目別	補助事業 に要する 経費	補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)-((B)+(C))		事業 完了 予定 年月 日	備考
			金額	出 来 高	金額	月日 まで の予 定出 来高	金額	月日ま での予 定出来 高		
事業費	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 報告内容に関する参考資料を添えてください。